

コロナ困窮の外国人留学生、技能実習生1000名救済プロジェクトを開始致します



コロナ騒動の中就職先が見つからないという留学生、技能実習期間は終了したが本国に戻れず生活に困窮する技能実習生が約19000名ほど確認されています。

そして、現在、政府からこういった帰国困難な留学生や技能実習生を対象に特定活動と言うビザにて最長1年間就労することが認められています。

詳細情報は以下の法務省webサイトに

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

この制度によると、特定活動と言うビザにて従来の特定技能14業種の仕事に就くことができると言うものです。

ただし「1年以内に特定技能の試験合格を目指す」と言うことが条件となっておりますので1年間の特定活動での就労中に特定技能を受験し合格することが要求されていると思われます。

そして、就労開始1年以内に特定技能の試験に合格することで、その後最長5年間特定技能で働くことが認可されると言うこととなっております。

このような救済措置がありますので、現在特定技能の試験に合格していなかったとしても就労が可能となっております。

しかしながらこういった新しい制度を知っている留学生や技能実習生は少なく、また受け入れを希望する法人も知らないのが現状です。

さらにこの制度の下では就労開始後1年以内に特定技能試験に合格することが要求されていますが、どのように学習すればいいのかわからないというのが技能実習生の課題となっております。

そこで弊社では以下のようなサポートを行うことでこういった留学生や技能実習生の役に立てるのではないかと考えました。

1、新しい制度に関して無料で相談アドバイス、情報提供

制度の中身について、外国人は理解が難しいと思われることから、多言語対応にて質問に無料で回答し、情報提供致します。

2、受け入れ希望法人の無料紹介

コロナ困窮の留学生やを受け入れても良いと言う法人を無料で紹介します

既に弊社は多数の外国人労働者を雇用されている多数の法人とお付き合いがありますので、全国から受け入れ希望されている法人をご紹介出来ます。

3、就労開始後1年以内に特定技能テストに合格するため、学習用解説動画および教材の無料提供。

弊社では「日本語検定4級合格講座」や「特定技能介護」「特定技能農業」「特定技能ビルクリーニング」「特定技能食品製造」「特定技能外食」「特定技能宿泊」などの分野で技能テスト合格講座を用意しております。

それらを外国人の就労中に無料で提供し特定技能テスト合格を支援します。

2020年10月 末までに1000人の外国人留学生と技能実習生の救済を目標としております

<紹介の流れ>

1. 履歴書をお送り頂く。希望職種、希望勤務地などご希望がある場合はそれらもご記入下さい。
↓
2. 弊社スタッフがオンラインで面談させて頂きます
↓
3. まずは履歴書を受け入れ法人さまに送付するなどし、打診を行います
↓
4. 受け入れ法人さまが面接を希望される場合、まずはオンラインなどで面接して頂き、最終面接は実地にご訪問頂きます（場合による）
↓
5. 入管手続きを進め、14日ほどでビザが下りましたら就労開始となります
↓
6. 就労開始前、就労開始後に日本語カフェのeラーニングで特定技能対策講座、日本語試験対策講座で学習して頂き、特定技能試験合格を目指して頂きます（受講料無料）
↓
7. 特定技能試験の合格後は特定技能ビザに切り替え、最長5年間の就労が認められます。

<会社概要>

特定技能対策講座、日本語検定対策講座をeラーニングにて外国人に提供

[2019年5月1日](#) 設立

<問い合わせ先>

webサイトアドレス <https://nihongocafe.net>

メールアドレス mail@nihongocafe.net

担当：小林裕子

オンラインチュートリアル株式会社

日本事務所

〒107-0063 [東京都港区南青山3-1-3](#)

電話番号 070-8338-8580

フィリピン事務所

unit3A-B4 JDN Building P.Remedio St. Mandaue City CEBU Philippines

電話番号 +63- 32-349-4869

Generated by ふれりりプレスリリース

<https://www.prerele.com>